

東京消防庁 消防相互応援協定

東山梨行政事務組合

協定締結日 平成18年12月10日

(総則)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づく東京消防庁(以下「甲」という。)と東山梨行政事務組合(以下「乙」という。)との消防相互応援は、この協定の定めるところによる。

(目的)

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、甲乙相互の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(応援)

第3条 相互応援の方法は、次のとおりとする。

(1) 普通応援

甲は、乙の管轄区域内の山林に発生した火災等の災害を受報又は覚知した場合は、航空隊(回転翼航空機及び乗組員を含む。以下同じ。)1隊を出場させるものとし、火災等の事象が現実に発生している場合は、状況により必要な部隊を出場させるものとする。

(2) 特別応援

前号にかかわらず、甲乙いずれかの管轄区域内に大火災、大規模災害等が発生し応援を必要とする場合は、被応援側の消防長の要請又は応援側の消防長の状況判断により応援するものとする。この場合における応援隊数等については、応援側において決定するものとする。

2 航空隊による応援は、甲の所掌業務、気象状況等により、飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援隊の指揮)

第4条 応援出場隊は、すべて現場の被応援側最高指揮者の指揮に従うものとする。

(応援隊の報告)

第5条 応援出場隊の長は、消防行動について、速やかに現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援のために要した人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は、応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は、被応援側の負担とする。

(補則)

第7条 この協定に定めるもののほか、応援に関する必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、その都度甲乙協議して決定するものとする。

(協定書の保管)

第9条 本協定を証するため、正本2通を作成し、甲乙各1通を保管するものとする。

附 則

この協定は、平成18年12月10日から効力を生ずる。

平成18年12月10日

東京消防庁

消防総監 関 口 和 重

東山梨行政事務組合

管理者 田 辺 篤